

土木工事等の情報共有システム利用モデル工事特記仕様書

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保を目的として実施する「土木工事等の情報共有システム利用モデル工事」の対象工事である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 4 受注者は、情報共有システムの利用の有無にかかわらず、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。